

○松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例

昭和48年4月1日

松戸市条例第19号

改正 昭和48年10月8日条例第42号

昭和49年4月1日条例第19号

昭和49年12月27日条例第48号

昭和57年3月29日条例第14号

昭和59年6月28日条例第30号

平成10年12月24日条例第34号

平成17年9月30日条例第23号

平成19年3月27日条例第8号

平成19年9月28日条例第25号

平成20年3月26日条例第12号

平成21年3月25日条例第11号

平成22年3月30日条例第9号

平成23年12月27日条例第25号

平成24年3月29日条例第8号

平成24年6月29日条例第20号

平成25年3月28日条例第4号

平成27年3月31日条例第32号

平成27年7月1日条例第36号

平成30年3月28日条例第19号

令和2年6月24日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に重度心身障害者医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより、その健康の保持と生活の安定を確保し、もつて重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により  
身体障害者手帳の交付を受けた者で、1級又は2級の障害のあるもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談  
所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規  
定する知的障害者更生相談所が重度の知的障害者と判定した者又は特別  
な理由により児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において判定を  
受けることが困難な者で、医師が重度の知的障害者と診断したもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第  
45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155  
号）第6条第3項に規定する1級の障害のあるもの

(2) 社会保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をいう。

(3) 契約医療機関 千葉県と重度心身障害者に係る医療費の現物給付の取扱いに関する契約を締結している医療機関をいう。

(4) 扶養者 次条の規定による受給資格の認定を受けた者（以下「認定者」という。）の配偶者、子等であつて、現に当該認定者を扶養し、かつ、当該認定者の属する世帯の生計を維持しているものとして市長が認める者をいう。

（受給資格の認定）

第3条 助成金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、受給資格の認定（以下「認定」という。）を市長から受けなければならない。

(認定の始期)

第4条 認定の始期は、重度心身障害者となつた日の属する月の翌月1日又は次条第1号に規定する者となつた日のいずれか遅い日とする。

(認定を受けることができる者)

第5条 認定を受けることができる者は、重度心身障害者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載され、本市に居住している者（国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定による他の市町村が行う国民健康保険の被保険者その他市長が認めた者を除く。）

イ 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定による本市が行う国民健康保険の被保険者

ウ 松戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年松戸市条例第12号）第3条第2号から第5号までに規定する後期高齢者医療の被保険者

エ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所中の者であつて、市長が認めたもの

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属しない者

(3) 規則で定めるところにより算出した、当該重度心身障害者及び当該重度心身障害者と生計を一にする者の市民税の所得割の合算額が235,000円未満の者

(4) 重度心身障害者になつた年齢が65歳未満の者

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号の高額治療継続者に該当する者は、前項第3号の規定は適用しない。

(受給券の交付)

第6条 市長は、認定をしたときは、規則で定めるところにより、認定者に対し受給券を交付するものとする。

2 受給券の有効期間は、規則で定める。

(助成の方法)

第7条 市長は、認定者が契約医療機関において、受給券及び社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証、被扶養者証等を提示したときは、助成金を当該契約医療機関へ支払うものとする。

2 前項の規定により助成金を支払うときは、認定者又は扶養者に対し、助成金の支給を行つたものとする。

第8条 前条第1項の規定により行う助成金の支払ができないときは、助成金を認定者又は扶養者に支給するものとする。

2 前項の規定による助成金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(助成金の額)

第9条 助成金の額は、認定者が社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは療養費の支給を受ける場合において、一部負担金から高額療養費及び高額介護合算療養費として支給される額並びに別表に定める自己負担金の額を控除した額とする。

2 法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額及び国の補助に基づき給付を受ける額があるときは、その額を助成金の額から控除する。

3 社会保険各法の規定による附加給付を受けることができるときは、その給付の額を助成金の額から控除することができる。

(他の制度との関係)

第10条 松戸市子ども医療費の助成に関する規則（平成14年松戸市規則第74号）の規定により助成を受けることができるときは、その限度において、助成金の支給は行わない。

(支給制限)

第11条 助成金の支給理由が第三者の行為によつて生じた場合においては、助成金の支給は行わず、又は支給の決定を取り消し、既に支給した額を認定者若しくは扶養者に返還させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の場合において、認定者が第三者から同一の支給理由について損害賠償を受けることが困難であると市長が認めるときは、助成金の支給を行うことができる。

(支給の取消し)

第12条 市長は、偽りその他不正な行為によつて助成金の支給を受けた者があるときは、支給の決定を取り消し、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 第7条第1項及び第8条第1項の規定により支払を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(時効)

第14条 第8条第1項の規定により支払を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則 (昭和48年10月8日松戸市条例第42号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

(経過規定)

3 この条例の適用の日前に受けた診療にかかる重度心身障害者の医療費については、改正前の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年松戸市条例第19号)の規定を適用する。

附 則（昭和49年4月1日松戸市条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月27日松戸市条例第48号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月29日松戸市条例第14号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月28日松戸市条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月24日松戸市条例第34号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日松戸市条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日松戸市条例第8号）

改正 平成19年9月28日条例第25号

この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日松戸市条例第25号）

改正 平成21年3月25日条例第11号

平成22年3月30日条例第9号

平成24年3月29日条例第8号

平成25年3月28日条例第4号

平成27年3月31日条例第32号

平成27年7月1日条例第36号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2号の規定は、平成19年8月1日（以下「適用日」という。）以後の療養又は医療の給付に係る助成金の支給について適用し、適用日前までの療養又は医療の給付に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月26日松戸市条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日松戸市条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日松戸市条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月27日松戸市条例第25号）

この条例中第1条、第3条、第5条、第7条、第9条及び第10条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条、第8条及び第11条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日松戸市条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日松戸市条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月28日松戸市条例第4号）

この条例中第1条から第4条まで、第6条及び第8条から第10条までの規定は平成25年4月1日から、第5条、第7条及び第11条の規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日松戸市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月1日松戸市条例第36号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る助成金の支給について適用し、施行日前までの診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月28日松戸市条例第19号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月24日松戸市条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条から第6条までの規定の例により、その認定をすることができる。

(松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

- 3 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項を次のように改める。

24 削除
-------

別表第2の24の項を次のように改める。



24 削除

別表

世帯の区分	自己負担金		
	入院（1日当たり）	通院（1回当たり）	調剤
市民税非課税世帯	0円	0円	0円
市民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円
市民税課税世帯	300円	300円	0円

備考

- 1 この表における「通院」には、在宅療養、訪問看護、治療用装具その他の社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは療養費の支給を受けることができるものであつて、入院及び調剤に当たらないものを含む。
- 2 世帯の区分は、規則で定めるところにより決定する。
- 3 診療、薬剤の支給若しくは手当又は訪問看護があつた日の属する年度（当該日が4月1日から7月31日までの場合にあつては、当該日の属する年度の前年度）の世帯の区分により自己負担金を決定する。

○松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年6月1日

松戸市規則第41号

改正 昭和59年8月1日規則第41号  
平成元年1月8日規則第2号  
平成9年8月29日規則第47号  
平成11年3月9日規則第6号  
平成13年9月18日規則第59号  
平成14年12月26日規則第69号  
平成19年3月30日規則第33号  
平成20年3月31日規則第34号  
平成25年3月29日規則第26号  
平成25年3月29日規則第30号  
平成26年3月31日規則第31号  
平成27年7月22日規則第60号  
平成27年12月28日規則第75号  
平成30年3月28日規則第30号  
平成30年8月1日規則第51号  
平成30年8月30日規則第53号  
令和2年6月24日規則第59号

(目的)

第1条 この規則は、松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年松戸市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(認定)

第2条 条例第3条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松戸市重度心身障害者医療費助成資格認定申請書（第1号様式。以下申請書という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。た

だし、申請者及び申請者と生計を一にする者の同意を得て市長が公簿等によつて確認できるときは、第1号から第3号までの書類を省略することができる。

- (1) 条例第2条第1号に規定する重度心身障害者であることを証する書類の写し
- (2) 助成事由の生じた月の属する年度（助成事由の生じた月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）における申請者及び申請者と生計を一にする者の市民税の課税の状況を証する書類
- (3) 条例第2条第2号に規定する社会保険各法に加入していることを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(条例第5条の市長が認めたもの)

第3条 条例第5条第1号アに規定する市長が認めた者は、次に定める者とする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者であつて、本市以外の市区町村が保険料を徴収するもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所中の者であつて、他の市町村の負担により入所しているもの

2 条例第5条第1号エに規定する市長が認めたものは、本市以外の区域に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所中の者であつて、本市の負担により入所しているものとする。

（所得割の合算額の算出）

第4条 条例第5条第1項第3号の規定による算出は、重度心身障害者及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する者（以下「基準世帯員」と

いう。)の在宅医療、訪問看護、治療用装具その他の社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは療養費の支給を受けることができるもの(以下「療養の給付等」という。)のあつた月の属する年度(療養の給付等のあつた月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)の所得割の額の合算額とする。

(1) 当該重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 当該重度心身障害者の加入している社会保険各法の規定による医療保険の被保険者

(2) 当該重度心身障害者の加入している医療保険が国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者である場合 当該重度心身障害者の加入している国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者(同一の世帯に属する者に限る。)

2 前項の所得割の額とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)の額を次に掲げるところにより加減したものをいうものとする。

(1) 地方税法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加える。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を減ずる。

3 所得割額を算定する場合には、地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都

市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割額を算定するものとする。

4 所得割額を算定する場合には、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 重度心身障害者が、第1項各号に規定する者(当該重度心身障害者の配偶者を除く。)の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、同号に規定する者は、配偶者のみであるものとみなすことができる。

(受給券の交付)

第5条 市長は、認定をしたときは、認定者に松戸市重度心身障害者医療費助成受給券(第2号様式。以下「受給券」という。)を交付するものとする。

2 市長は、認定者及び基準世帯員の更新する年度の市民税の課税の状況を確認し、受給券を交付するものとする。

3 市長は、前項に掲げる課税の状況の確認ができない期間においては、受給券を交付しないものとする。

4 認定者は、有効期間が終了した受給券は、速やかに市長に返却するものとする。

5 条例第6条第2項の受給券の有効期間は、第2条の申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から最初に到来する7月31日までとし、以後1年ごとに更新するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(受給券の再交付)

第6条 認定者は、受給券を破損し、又は紛失したときは、松戸市重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書（第3号様式）を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(資格喪失等の届出)

第7条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったことにより、受給資格を失ったときは、その認定者又はその認定者の扶養者等は、松戸市重度心身障害者医療費助成金受給資格喪失届（第4号様式）に受給券を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 条例第5条第1号から第3号までの規定に該当しなくなつたとき。

(助成金の支給)

第8条 条例第8条第2項の規定により助成金の支給を受けようとする者は、松戸市重度心身障害者医療費助成金支給申請書（償還払い）（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に掲げる提出を受けたときは、助成の可否及び助成額を審査し、決定した内容を通知するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、認定者に次に掲げる給付等の額を証する書類の提出をさせるものとする。ただし、認定者及び基準世帯員の同意を得たときは、その提出を省略し、市長が給付等の額を調査し、及び確認する。

- (1) 高額療養費及び高額介護合算療養費として支給される額
  - (2) 法令の規定により国又は地方公共団体の負担において給付を受ける額及び国の補助に基づき給付を受ける額があるときは、その額
  - (3) 社会保険各法の規定による附加給付を受けることができるときは、その給付の額
- (変更の届出)

第9条 認定者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(世帯の区分)

第10条 条例別表の世帯の区分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度心身障害者及び基準世帯員の全員の市民税が非課税である場合  
市民税非課税世帯
- (2) 次号の場合を除き、重度心身障害者及び基準世帯員のうち少なくとも1人が市民税均等割のみ課税されている場合  
市民税均等割のみ課税世帯
- (3) 重度心身障害者及び基準世帯員のうち少なくとも1人が市民税所得割が課税されている場合  
市民税課税世帯

2 前項第1号に規定する非課税である者とは、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則 (昭和59年8月1日松戸市規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年1月8日松戸市規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年8月29日松戸市規則第47号)

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月9日松戸市規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月18日松戸市規則第59号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第6号様式に基づき調製した松戸市重度心身障害者医療費助成金支給申請書で、現にその用紙が残存している場合は、この規則の施行の日から1年間は、なお従前の例により助成金の支給申請をすることができる。

附 則 (平成14年12月26日松戸市規則第69号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日松戸市規則第33号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は公布の日から、第5条及び第6号様式の改正規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日松戸市規則第34号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日松戸市規則第26号)



この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日松戸市規則第30号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日松戸市規則第31号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月22日松戸市規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第6号様式による用紙で、現に残存するものは、施行日から1年間は、なお従前の例により使用することができる。

附 則（平成27年12月28日松戸市規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成30年3月28日松戸市規則第30号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日松戸市規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月30日松戸市規則第53号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の療養又は医療の給付に係る助

成金の支給について適用し、同日前までの療養又は医療の給付に係る助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月24日松戸市規則第59号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定及び次項の規定（別表第2の6の項及び9の項の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正）

- 2 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年松戸市規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項を次のように改める。

24の項 削除
---------

別表第2中「

6の項	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第2条の認定を受けようとする者の申請に係る事実についての審査に関する事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該申請を行う者又は当該者と生計を同じくする者の市町村民税に関する情報</li> <li>(2) 当該申請を行う者又は当該者と生計を同じくする者に係る住民票に記載された住民票関係情報</li> <li>(3) 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> <li>(4) 当該申請を行う者に係る児童</li> </ol>
-----	--	--

		福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の重度の知的障害者の判定に関する情報
--	--	---

」を「

6の項	松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則第2条の認定を受けようとする者の申請に係る事実についての審査に関する事務	<p>(1) 当該申請を行う者又は当該者と生計を同じくする者の市町村民税に関する情報</p> <p>(2) 当該申請を行う者又は当該者と生計を同じくする者に係る住民票に記載された住民票関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</p> <p>(4) 当該申請を行う者に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の重度の知的障害者の判定に関する情報</p> <p>(5) 当該申請を行う者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45</p>
-----	--	---

		条の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
--	--	---------------------------------

」に改め、同表の9の項中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同表の24の項を次のように改める。

24の項 削除
---------

松戸市重度心身障害者医療費助成資格認定申請書

申請日	年 月 日	No. _____
-----	-------	-----------

(宛先) 松戸市長

受付印

申請者 (口座名義人となる方の名前を記入)	
住所	〒 _____
氏名	_____ ㊟
対象者との続柄	電話番号 ( ) _____

松戸市重度心身障害者医療費助成受給券の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

※申請には保険証のコピーの添付が必要です。

交付申請事由	<input type="checkbox"/> 新規手帳取得 <input type="checkbox"/> 手帳程度更新 <input type="checkbox"/> 他市町村からの転入 ( 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 生活保護受給廃止 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
交付対象者氏名	_____	生年月日	年 月 日生
個人番号	_____		
交付対象者住所	<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> その他 [ _____ ]		
加入医療保険	保険種別・名称	<input type="checkbox"/> 松戸市国民健康保険 <input type="checkbox"/> 千葉県後期高齢者医療保険 <input type="checkbox"/> 社会保険 (組合・協会・共済等) [名称: _____]	
	被保険者氏名	_____	対象者との続柄 _____
	対象者と同一保険の加入者	_____	
	被保険者記号番号	_____	附加給付 有 ・ 無
手帳情報	手帳種別	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	手帳番号 _____ 都道府県 _____ 号 _____
	手帳交付年月日	年 月 日	等級 身体: _____ 種 _____ 級 _____
	程度変更年月日	年 月 日	療育: _____ 精神: _____ 級 _____
	<input type="checkbox"/> 心臓移植 (抗免疫療法を受けている者に限る) ・ 肝臓移植 (抗免疫療法を受けている者に限る) ・ じん臓機能障害 ・ 小腸機能障害 ・ 免疫機能障害のいずれかに該当 ※該当する場合、所得制限の適用対象外になります。		
他の公費負担医療制度利用の有無 ※他の公費制度の助成を受けることができる方はそちらを優先使用してもらいます。 <input type="checkbox"/> 特定医療費 (指定難病) ・ 特定疾患医療 <input type="checkbox"/> 特定疾病 <input type="checkbox"/> 自立支援医療 (精神通院・更生・育成) <input type="checkbox"/> 療養介護医療 <input type="checkbox"/> 子ども医療 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
振込先	銀行名	支店名	支店コード
	名義人		口座番号
刀ガナ: _____ 普通 ・ 当座 _____			
<b>同意書</b> 交付申請に当たり、私が本制度を利用する間、市長が必要と認めるときは、受給資格申請者及び当該申請者と同一の医療保険に加入している世帯員に係る松戸市保有の市民税等課税状況並びに保険の資格・給付状況等を調査すること及び加入保険者への情報提供・給付金額の調整をすることに同意します。			
氏名 (個人番号)	_____ ㊟	氏名 (個人番号)	_____ ㊟
氏名 (個人番号)	_____ ㊟	氏名 (個人番号)	_____ ㊟
審査結果	認定・停止・却下	自己負担	資格認定日 年 月 日

第2号様式

(用紙規格 JIS B7)

松戸市重度心身障害者医療費助成受給券	
公費負担者番号	
受給者番号	
対象者	住所 〒
	氏名
	生年月日 年 月 日
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
自己負担金	通院
	入院
	保険調剤
	入院時 食事療養費
松戸市長 印	

松戸市重度心身障害者医療費助成受給券

再交付申請書

申請日	年 月 日
-----	-------

受付印

(宛先) 松戸市長

届 出 人			
住所	〒		
氏名	Ⓜ		
対象者との続柄	電話番号	( )	

松戸市重度心身障害者医療費助成受給券の紛失・破損したので、再交付を受けたく次のとおり申請します。

受給資格者情報	受給者番号			
	氏名			
	生年月日	年 月 日生		
	住所			
再交付を申請する理由		<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

※紛失により再交付を受けた場合、紛失した受給券を発見したときは、速やかに返還してください。

松戸市重度心身障害者医療費助成

受給資格喪失届

申請日	年 月 日
-----	-------

受付印

(宛先) 松戸市長

届 出 人			
住所	〒		
氏名	印		
対象者との続柄	電話番号	( )	

次のとおり受給資格が喪失したので、次のとおり届出いたします。

受給資格者情報	受給者番号	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	
喪失理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
喪失年月日	年 月 日	





第 1 号様式

第 2 号様式

第 3 号様式

第 4 号様式

第 5 号様式